

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人西瀬福祉会 (施設名) 認定こども園さざなみ保育園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：理事長 平山 猛 (管理者) 園長 平山 猛	開設年月日：昭和43年4月1日
設置主体：社会福祉法人西瀬福祉会 経営主体：社会福祉法人西瀬福祉会	定員：100名 (利用人数80名)
所在地：〒868-0077 熊本県人吉市下戸越町1632 - 1	
連絡先電話番号： 0966 - 22 - 5519	F A X 番号：0966 - 22 - 6040
ホームページアドレス	http://nisifuku3373.sakura.ne.jp/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
就学前の教育・保育の提供 学齢期の子どもの居場所づくり、学習支援、 地域の子育て支援、地域の高齢者等への配 食・見守り支援等	入園式、お見知り遠足、夏祭り、夕涼み会、 運動会、音楽お遊戯発表会、卒園式、季節の 行事、育児講座等
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室、乳児室、学齢期の子どもの保育ス ペース、子育て支援室等	調理室、医務室、ランチルーム、事務室、職 員室、プール、日陰のできる園庭

2 施設・事業所の特徴的な取組

本園は、平成27年度当初の「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、認可保育所から幼保連携型認定こども園への速やかな移行が実現されています。その上で、顕在化しつつある我が国の人口減少や少子高齢社会に対応するために、「地域包括ケア」の概念を取り入れた積極的な事業展開がなされている点が高く評価されます。園舎から約1km離れた場所に借り上げた民家を「いこいの家さざなみ」と名付けて広く地域に開放し、地域福祉充実の観点から多目的な利用が可能となっていることや、高齢者分野に関しては社会福祉協議会等との協力を得ながら、施設内の給食設備を活用し、高齢者への配食サービスに積極的に取組むなど、本園の安定的経営を図りながら地域共生社会実現のために職員一丸となって日々の教育・保育に取り組まれています。

3 評価結果総評

特に評価の高い点

さざなみ保育園を拠点とした地域社会への積極的な貢献が図られています

園長による地域ニーズと社会環境変化の調査等により、貧困や生活困窮に陥るリスクを感じ取り、社会福祉協議会と共に地域住民との協力体制を構築し、配食サービス等によって地域高齢者の見守りの一拠点となるなどの取組が評価されます。

災害拠点としての役割を積極的に果たしています

令和2年7月熊本豪雨時において、直接的な被害を殆ど受けることがなかったために園を

休日開園するほか、食料や水などの日常生活に直接つながる物資の提供などを通じて、保護者やその家族、地域住民に対する災害拠点としての役割が積極的に果たされています。

○利用者満足度が非常に高く、園の運営に対する幅広い支持が得られています

平成28年4月の熊本地震、令和2年7月熊本豪雨、そして地域の急速な過疎化などの多くの困難に直面しながらも、園長のリーダーシップの下、前進し続けています。認定こども園として教育・保育サービスを提供するばかりでなく、一時預かり事業、延長保育事業、障害児保育事業、地域連携（小学校との接続）、そしてESDの導入等、保育事業としてすべきことが網羅され、さらには地域子育て支援拠点事業の充実に図られている点が高く評価されます。これらの努力が正当に報われ、利用者調査結果における総合満足度は「満足」と「やや満足」とを合わせて95%を超える結果が得られています。

○新型コロナウイルス感染症対策に注力され、感染リスク回避が徹底されています

手洗い・うがい・換気といった基本的習慣の励行のほか、運動会やマラソン大会などの行事の際には全園児の検温が実施され、当該記録も残されています。「新型コロナウイルス感染症関係綴り」が整備され、コロナウイルス発生時における保護者対応方法が明記されるとともに、「コロナウイルス感染についての決め事」も明文化されることによって、感染リスクの軽減が図られています。これらの対策には看護師が積極的に関与し、園児の健康管理がさらに充実していることが評価されます。

○先駆的な試みとして、持続可能な開発のための教育（ESD）が導入されています

業務用生ゴミ処理機「ゴミサー」が平成27年に調理室の外側に設置されています。園児にとって、この処理機によって作られた堆肥が園の菜園で活用されていることを学ぶ契機となっていることが評価されます。まさしく持続可能な社会の創り手を育む教育が実践されており、このことは法人の中・長期計画の中で言及されている「法人ブランディング」に寄与することのできるストロングポイントとして捉えられます。

○食育活動が継続的に実践されています

「食べるということは生きる源である」ことを前提として、園独自の食育計画に合わせた食育活動に取り組まれています。園のホームページにおいても、「自然物としての食材と関わる」「自然物から食材の変化を知る」「おいしく食べる」「しくみと関わりを学ぶ」といった4つの視点からの食育活動のねらいがアピールされています。利用者調査結果の中にも、「食育活動で楽しく食べる力を養える」「給食が健康的である」といった高い評価が多く見られました

改善を求められる点

事業継続のための人材育成計画が必要です

園長が法人理事長を兼務しており、施設運営や様々な事業計画策定の上でも、行政や各種団体との折衝においても、欠くことのできない唯一無二の存在となっています。幅広い専門知識に裏付けられた実践能力や将来を見据えた行動力、強力なリーダーシップなどが非常に高く評価される一方で、代理人を求められるケースを想定した場合、法人組織としての脆弱性を指摘せざるを得ません。このような観点から、園長を補佐できる実力を有した人材の発掘・育成が望まれます。また、中・長期計画において事業別の詳細な計画や財務計画は策定されていますが、人材育成についての言及はあるものの、具体的な計画が策定されているとは言えません。人材確保並びに人材育成は、施設の将来をも左右する重要な案件ですから、具体策の提示が望まれます。

○苦情処理制度についての周知が充分とはいえません

園の重要事項説明書の中で「苦情への対応」について説明され、園のホームページにおいて「苦情解決公表」が毎月に行われている点は評価されますが、利用者調査結果によると、2割程度の保護者が苦情処理制度の説明や周知について「あまり知らない」と回答していました。当該制度に関する周知方法の工夫が望まれます。

4 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント(400字以内)

(R4.3.28)

認定こども園さざなみ保育園の第三者評価の受審は、平成29年度に続き2度目である。施設を取り巻く状況は年ごとに変化しており、施設運営についても変化が求められている。第三者評価を通して現状を把握することは変化への対応に資するものであり、改善の助けになること甚大である。

他方で変化が求められる状況は評価項目も同様で、前回の評価に比べ評価項目が縮減されている。したがって前回評価と比較した結果の読取りや分析には注意を要する。また評価は保育所版の評価基準に基づいているが、基準内で使用される用語や施設機能の違いによる設問には幼保連携型認定こども園に対する評価にはそぐわないものが散見される。これは制度の違いによるものであり評価基準の不備によるものなので、現場に混乱が生じないよう幼保連携型認定こども園版を策定いただけると有り難い。

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

評価機関

名 称	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	令和3年10月1日～令和4年3月28日
評価調査者番号	08-016
	09-015
	18-008

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人西瀬福祉会 (施設名) 認定こども園さざなみ保育園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：理事長 平山 猛 (管理者) 園長 平山 猛	開設年月日：昭和43年4月1日
設置主体：社会福祉法人西瀬福祉会 経営主体：社会福祉法人西瀬福祉会	定員：100名 (利用人数80名)
所在地：〒868-0077 熊本県人吉市下戸越町1632 - 1	
連絡先電話番号： 0966 - 22 - 5519	F A X 番号：0966 - 22 - 6040
ホームページアドレス	http://nisi-fuku3373.sakura.ne.jp/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事					
就学前の教育・保育の提供 学齢期の子どもの居場所づくり、学習支援、地域の子育て支援、地域の高齢者等への配食・見守り支援等	入園式、お見知り遠足、夏祭り、夕涼み会、運動会、音楽お遊戯発表会、卒園式、季節の行事、育児講座等					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室、乳児室、学齢期の子どもの保育スペース、子育て支援室等	調理室、医務室、ランチルーム、事務室、職員室、プール、日陰のできる園庭					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	12	
	主幹保育教諭	1		幼稚園教諭1種		
	副主幹保育教諭			幼稚園教諭2種	12	
	保育教諭	13		看護師	1	
	保育補助	3	1	栄養士	1	
	看護師	1		調理師	2	
	調理員	3		子育て支援員		1
	事務員	1		社会福祉士	1	
	合 計	23	1	合 計	29	1

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を有し重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

理念「涼風漣生 慈以心成（涼風さざなみを生じ、慈愛を以って心と成す）」

地域福祉向上

人吉の地域福祉の向上に貢献できるようさまざまな活動を展開していく。

相互扶助

地域の発展のため人と人のつながりを大切にし、助け合うことで地域福祉の向上を実現していく。

幸福追求

福祉活動を通じて人々の幸福が最大になるよう取り組んでいく。

基本方針

（施設の目的）

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3 施設・事業所の特徴的な取組

本園は、平成27年度当初の「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、認可保育所から幼保連携型認定こども園への速やかな移行が実現されています。その上で、顕在化しつつある我が国の人口減少や少子高齢社会に対応するために、「地域包括ケア」の概念を取り入れた積極的な事業展開がなされている点が高く評価されます。園舎から約1km離れた場所に借り上げた民家を「いこいの家さざなみ」と名付けて広く地域に開放し、地域福祉充実の観点から多目的な利用が可能となっていることや、高齢者分野に関しては社会福祉協議会等との協力を得ながら、施設内の給食設備を活用し、高齢者への配食サービスに積極的に取り組むなど、本園の安定的経営を図りながら地域共生社会実現のために職員一丸となって日々の教育・保育に取り組まれています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年10月1日（契約日）～ 令和4年3月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成29年度）

5 評価結果総評

特に評価の高い点

さざなみ保育園を拠点とした地域社会への積極的な貢献が図られています

園長による地域ニーズと社会環境変化の調査等により、貧困や生活困窮に陥るリスクを感じ取り、社会福祉協議会と共に地域住民との協力体制を構築し、配食サービス等によって地域高齢者の見守りの一拠点となるなどの取組が評価されます。

災害拠点のとしての役割を積極的に果たしています

令和2年7月熊本豪雨時において、直接的な被害を殆ど受けることがなかったために園

を休日開園するほか、食料や水などの日常生活に直接つながる物資の提供などを通じて、保護者やその家族、地域住民に対する災害拠点としての役割が積極的に果たされています。

○利用者満足度が非常に高く、園の運営に対する幅広い支持が得られています

平成28年4月の熊本地震、令和2年7月熊本豪雨、そして地域の急速な過疎化などの多くの困難に直面しながらも、園長のリーダーシップの下、前進し続けています。認定こども園として教育・保育サービスを提供するばかりでなく、一時預かり事業、延長保育事業、障害児保育事業、地域連携（小学校との接続）、そしてESDの導入等、保育事業としてすべきことが網羅され、さらには地域子育て支援拠点事業の充実も図られている点が高く評価されます。これらの努力が正当に報われ、利用者調査結果における総合満足度は「満足」と「やや満足」とを合わせて95%を超える結果が得られています。

○新型コロナウイルス感染症対策に注力され、感染リスク回避が徹底されています

手洗い・うがい・換気といった基本的習慣の励行のほか、運動会やマラソン大会などの行事の際には全園児の検温が実施され、当該記録も残されています。「新型コロナウイルス感染症関係綴り」が整備され、コロナウイルス発生時における保護者対応方法が明記されるとともに、「コロナウイルス感染についての決め事」も明文化されることによって、感染リスクの軽減が図られています。これらの対策には看護師が積極的に関与し、園児の健康管理がさらに充実していることが評価されます。

○先駆的な試みとして、持続可能な開発のための教育（ESD）が導入されています

業務用生ゴミ処理機「ゴミサー」が平成27年に調理室の外側に設置されています。園児にとって、この処理機によって作られた堆肥が園の菜園で活用されていることを学ぶ契機となっていることが評価されます。まさしく持続可能な社会の創り手を育む教育が実践されており、このことは法人の中・長期計画の中で言及されている「法人ブランディング」に寄与することのできるストロングポイントとして捉えられます。

○食育活動が継続的に実践されています

「食べるということは生きる源である」ことを前提として、園独自の食育計画に合わせた食育活動に取り組まれています。園のホームページにおいても、「自然物としての食材と関わる」「自然物から食材の変化を知る」「おいしく食べる」「しくみと関わりを学ぶ」といった4つの視点からの食育活動のねらいがアピールされています。利用者調査結果の中にも、「食育活動で楽しく食べる力を養える」「給食が健康的である」といった高い評価が多く見られました。

改善を求められる点

事業継続のための人材育成計画が必要です

園長が法人理事長を兼務しており、施設運営や様々な事業計画策定の上でも、行政や各種団体との折衝においても、欠くことのできない唯一無二の存在となっています。幅広い専門知識に裏付けられた実践能力や将来を見据えた行動力、強力なリーダーシップなどが非常に高く評価される一方で、代理人を求められるケースを想定した場合、法人組織としての脆弱性を指摘せざるを得ません。このような観点から、園長を補佐できる実力を有した人材の発掘・育成が望まれます。また、中・長期計画において事業別の詳細な計画や財務計画は策定されていますが、人材育成についての言及はあるものの、具体的な計画が策定されているとは言えません。人材確保並びに人材育成は、施設の将来をも左右する重要な案件ですから、具体策の提示が望まれます。

○苦情処理制度についての周知が充分とはいえません

園の重要事項説明書の中で「苦情への対応」について説明され、園のホームページにおいて「苦情解決公表」が毎月に行われている点は評価されますが、利用者調査結果によると、2割程度の保護者が苦情処理制度の説明や周知について「あまり知らない」と回答していました。当該制度に関する周知方法の工夫が望まれます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(R4.3.28)

認定こども園さざなみ保育園の第三者評価の受審は、平成29年度に続き2度目である。施設を取り巻く状況は年ごとに变化しており、施設運営についても変化が求められている。第三者評価を通して現状を把握することは変化への対応に資するものであり、改善の助けになること甚大である。

他方で変化が求められる状況は評価項目も同様で、前回の評価に比べ評価項目が縮減されている。したがって前回評価と比較した結果の読取りや分析には注意を要する。また評価は保育所版の評価基準に基づいているが、基準内で使用される用語や施設機能の違いによる設問には幼保連携型認定こども園に対する評価にはそぐわないものが散見される。これは制度の違いによるものであり評価基準の不備によるものなので、現場に混乱が生じないよう幼保連携型認定こども園版を策定いただけると有り難い。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	63	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

<共通評価基準>

福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	- 1 - (1) - 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人理念並びに基本方針は、「にゅえんのしおり」(重要事項説明書)や中・長期計画などに明記されるとともに、ホームページ上でも公開されるほか、法人理念並びに保育理念は園舎の玄関口に掲示されています。一方で、職員に対しては、職員会議などの場を活用して、理念や基本方針の周知が図られています。周知のみならず、それらの理解が深められるよう、園長が根気強く職員への説明を繰り返している姿勢が評価されます。		

- 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	- 2 - (1) - 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園長を中心にして取り巻く社会の情勢と制度設計を読み解きながら、法人全体での事業の経営現状と分析が行われています。毎年4月には社会福祉法人教育保育研修が開催され、全職員を対象に中・長期計画を基にした今後の方向性についても周知する取組がなされています。		
3	- 2 - (1) - 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 中・長期計画において、平成29年度に実施された社会福祉法人制度改革、日本人の生活環境の変容や熊本県並びに人吉球磨地方の状況、人吉市の地域福祉課題といった、マクロの視点とミクロの視点双方からの状況把握と分析がなされた上で、生活困窮者レスキュー事業への取組やひとり暮らしで高齢者や障がいのある人々への支援、防犯・防災への取組、住民同士の助け合いなどの必要性が論じられ、それらの内容が事業計画にも反映されています。		

- 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	- 3 - (1) - 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 中・長期計画についての算定期間が平成27年度から5年刻みで設定されています。その上で、「先手即応と熟慮実行」というキーワードのもと、法人事業として、幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業、放課後児童等健全育成事業、生活困窮者支援事業、地域福祉増進事業が列挙され、それらの事業別計画が具体的に策定されています。		

5	- 3 - (1) - 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた上で、単年度の事業別計画や財務計画が具体的に策定されています。前者については、それぞれの事業理念、事業目標、事業内容が整然と明文化される一方で、後者については、年度毎に借入金償還計画表や積立金種類別の積立金積立計画表が明示され、概観性にも優れています。さらに、各事業を展開する上で重要な地位を占めるのが人材育成であることが強調され、「資質向上」、「生活保障」、「価値創造」の3本柱が掲げられています。</p>		
- 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	- 3 - (2) - 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>事業報告を通じて、幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業、放課後児童等健全育成事業、地域福祉増進事業についての実施状況が把握できますが、職員自己評価結果からは職員の理解が十分ではない部分も認められます。今後の組織的実践によって職員の理解が深められることに期待が寄せられます。</p>		
7	- 3 - (2) - 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>「にゅえんのしおり」には単年度の年間行事予定表が掲載され、保護者会総会においても説明がなされていますが、事業計画全般が周知された上で理解が促されているとは言い難い状況です。このことについて「わからない」と答える職員も見られますので、わかりやすい資料を用いての利用者等への周知が図られ、職員も当該内容を理解することができるような取組が望まれます。</p>		

- 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
- 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	- 4 - (1) - 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>幼保連携型認定こども園に移行しているため、従来の保育のみならず、幼児教育についても考慮された取組が園長のリーダーシップの下、組織的に行われています。例えば、各クラスの週案には「教育時間のねらい」とともに「教育時間を除いた時間のねらい」が明記され、日々の主活動の重点領域とともに、当初計画の変更の有無についても詳細な記録がなされています。また、園内外の研修会参加の機会が豊富に設けられており、職員からも良い評価を受けている一方で、様々な研修会に係る復命に時間を割けず、必ずしも十分ではないとの指摘もありますので、今後の課題として取組まれることが望まれます。</p>		
9	- 4 - (1) - 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>PDCA サイクルが既に導入されており、当該手法は職員にも徐々に浸透しています。園児別に作成される「育ちの気づきノート整理シート」にも当該サイクルが用いられ、気づき項目が毎月上旬・中旬・下旬に記入された上で、将来に向けた取組内容が検討されています。また、個別経過表には(PD)という付記があり、常にPDCA サイクルを意識した書類作成がなされています。但し、事業計画には、評価結果に基づいて組織的に取組むべき課題が明確化されているとは言い難く、計画的な改善策の構築には至っていないと認識している職員も少なくありませんので、組織的かつ計画的な取組が期待されます。</p>		

組織の運営管理

- 1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	- 1 - (1) - 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>園長自らが各年度の職員についての職務分担表を作成し、職員への配布も行われています。職員会議などにおける口頭での説明もなされていますが、少数ですが管理者の役割や責任を理解できていない職員の声も聞かれました。組織的に継続して活動していくためには更に役割や責任について認識強化を全職員行い、十分な理解が図られるような一層の努力が望まれます。</p>		
11	- 1 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>園長はコンプライアンスに対して十分な配慮を示しており、保育者の心得や服務心得などによって法令遵守の精神が徹底されるとともに、「さざなみ保育園機密保持規程」や「社会福祉法人西瀬福祉会苦情対応規程」、さざなみ保育園利用者を対象とした「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」などが作成され、園内研修会などで職員への周知を図っています。しかしながら、理解には至っていない職員も見られますので、職員が遵守すべき法令の内容を理解できるよう、根気強い取組がなされることが望まれます。</p>		
- 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	- 1 - (2) - 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>「令和2年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を園長自らが編集作成しており、保育のみならず教育の質の向上への取組意欲は並々ならぬものがあります。また、園長自身が第三者評価事業の評価委員を務めており、本園が提供すべき教育・保育に係る各種サービスの質の向上の必要性を十分に理解されています。他方では、それらの取組や努力が職員に正しく伝わっていない面も指摘されますので、管理者としての指導力の発揮を職員が実感できるような機会を持つことが期待されます。</p>		
13	- 1 - (2) - 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人事業は継続事業と新規事業に区別され、後者に帰属する生活困窮者支援事業と地域福祉増進事業に意欲的に取組まれています。とりわけ、地域福祉増進事業については、「向こう三軒両隣」「相互扶助」「福祉増進」を事業理念として、行政や社会福祉専門家との幅広いネットワーク構築が目指され、地域における諸問題の解決に取組まれています。また、財務計画としては、独立行政法人福祉医療機構からの設備資金借入金の償還計画や施設整備積立金や修繕積立金などの積立計画が策定され、資金の内部留保について十分な検討がなされています。一方では、「経営の仕組みや現状についてはよくわからない」といった職員の声も聞かれますので、決算書をわかりやすい書式にして作成するなどの取組が望まれます。</p>		

- 2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	- 2 - (1) - 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材の定着に関しては、すごろく形式で作成された「さざなみ 人生ゲーム」によって、本園でのキャリアアップの道筋がわかりやすく解説されています。一方、福祉人材難が</p>		

<p>顕著となっている状況のもと、ハローワークの活用や就活ガイダンスの実施、福祉のお仕事（Web上のサイト）口コミなどによる紹介など様々な手段での人材確保が図られており、本年度は看護師と保育教諭の人材確保がなされています。事業計画には福祉人材の確保に関する具体的で定期的な計画が策定されていませんので、実効性のある計画策定が望まれます。</p>		
15	- 2 - (1) - 総合的な人事管理が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント> 毎年2回、職種に応じチェックリストが作成され、個人目標並びに実行すべきことが職員別に明確化されています。また、園長の考案による「さざなみポイント記録票」の利用による各職員の自己採点が行われています。現在は試用段階ですが、将来的には人事考課制度に活用される予定です。職員が自ら将来の姿を描くことができる様な総合的でわかりやすい仕組み作りが求められます。</p>		
<p>- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント> 全職員を対象とした、園長による個人面談が各年度2回（春季と冬季）実施され、職員の意向調査が行われ丁寧な聞き取りの中で職員の希望を汲み取りながら、相互理解が深められるような努力がなされています。他方では、「就業時間内にできない仕事がある」「園長の様々な配慮には感謝しているが、就業中の事故や病気の緊急対応に不安を感じることもある」といった職員の声も届いていますので、一人ひとりの職員にとって、さらに働きやすい職場づくりの実現に向けた取組が望まれます。</p>		
<p>- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	- 2 - (3) - 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント> 「認定こども園の教育・保育のチェックリスト100」や「衛生管理チェックリスト50」、「給食関係者チェックリスト100」を利用した自己評価を通じて、各職員のレベルアップが図られています。常勤職員のうち6割以上を正規職員が占めており、将来を見据えた職員育成に力が入れていることがわかります。また、コミュニケーション能力を高めることを主眼として、朝礼後「さざなみ180」といった3分間スピーチのコーナーが設けられ、希望する職員が他の職員に対して伝えたいことを簡潔にスピーチする工夫が施されています。</p>		
18	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	①・b・c
<p><コメント> 令和3年度事業計画の基本方針の中に「職員の専門性を向上するべく研修を実施し、あるいは参加機会を設ける」と明記されています。年度毎の研修計画のもと、園内並びに園外の研修会への参加機会が豊富に確保されており、研修参加後の研修参加報告書の作成が義務付けられています。令和3年度の本園の資金収支計算書には、十分な研修研究費支出額が計上され、職員の教育・研修に力が入れていることがわかります。オンライン研修の発達により全国レベルの研修機会が増加し、内容も充実しています。</p>		
19	- 2 - (3) - 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	①・b・c
<p><コメント> 園内研修会は原則として月1回、19時より2時間程度を費やして実施され、職員の資質向上に役立てられています。年2回の園長とのヒアリング等により個別ニーズは把握されており、オンライン研修を活用したプログラムが用意されています。</p>		
<p>- 2 - (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	- 2 - (4) - 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑥・c
<p><コメント> 実習生の受入れについては積極性が認められますが、実習生受入規程など施設としてのプログラムやマニュアル整備はなされていません。「実習生等が少ない」という園長のコメントが見られましたが、実習生を経て職員採用に至るケースも少なくありませんので、貴重な福祉人材確保の観点からも、規程の整備並びに今後の積極的な取組が期待されます。</p>		

- 3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
- 3 - (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	- 3 - (1) - 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法人の経営状況の公開が義務付けられていますので、Web上での法人の現況報告書の閲覧が可能となっています。一方で、本園のホームページの充実も図られていますが、当該ページ上には計算書類等の決算報告書が開示されていないので、さらなる充実が望まれます。法人の定款はホームページへの掲載がなされていません。なお、運営の透明性については、複数職員から「わからない」という率直な意見が述べられていますので、職員に対する丁寧な説明も必要であると考えられます。</p>		
22	- 3 - (1) - 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>予算書並びに決算書については、法人全体と、「本部会計」、「さざなみ保育園」、「いこいの家さざなみ」といった拠点毎に適正に作成され、注記事項も適正に作成・開示がなされています。また、令和2年度からは、新規事業である放課後児童健全育成事業(学童クラブ)についても、独立した一つの拠点として予算書が作成されています。公正性や透明性を担保するための努力を園長は惜しんでいませんが、一部の職員にとってはわかりづらいといった意見も聞かれましたので、よりわかりやすい説明が望まれます。</p>		

- 4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	- 4 - (1) - 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>平成28年度の地域子育て支援拠点事業(さざなみ うお～むはあと)においては、年間延べ1,500人を超える親子の利用実績があり、サークル活動や子育て講座、ふれあいサロンのほか、様々な情報交換や保育体験などを通じて、育児ストレスの解消や子育てへの積極的な参加が促されています。また、令和2年度の放課後児童健全育成事業においては、年間延べ約3,900人を超える学童の利用実績があり、地域福祉への多大なる貢献が認められます。さらに、令和3年度さざなみ保育園・地域との連携計画(教育部分)が策定され、参加・体育・食育・交流・講座の5分野での取組内容が明記され、地域との積極的な連携や交流が実施されています。</p>		
24	- 4 - (1) - ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>人口規模が少ないという地域性もあり、ボランティアの受入実績は多くありません。しかしながら、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にすることは大切ですし、ボランティア受入れに関するマニュアル整備も必要であると考えられます。毎年度、中学生の福祉体験活動や人吉市社会福祉協議会からの要請によるボランティアの受入実績がありますので、今後の体制整備が望まれます。</p>		
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	- 4 - (2) - 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>令和2年7月熊本豪雨の際、幸いにも施設としては大きな被害を受けなかったため、人吉市社会福祉協議会や人吉市福祉課の依頼を受けて紙オムツや粉ミルク等の救援物資の受付窓口を開設し、災害復旧のため休日保育を開園するなど本園保護者の要望に応えています。このほか、社会福祉士会の専門職との連携等を通じた支援実績が認められます。また、熊本県</p>		

社会福祉法人経営者協議会より「生計困難者レスキュー事業」の実施法人として指定され、平成 29 年度からの生計困難者に対する相談・支援体制が整備されており、積極的な活動が行われています。		
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園の給食設備を活用し、高齢者への配食サービスを実施するほか、本園の運動会や音楽発表会、夏まつりなどの多彩な行事の際に近隣のグループホームの高齢者 10 人程度が昼食会に招かれ、交流が深められています。また、夏まつりや運動会、お店屋さんごっこ、ハロウィンパーティーなどの行事は、地域子育て支援事業（さざなみ うお～むはあと）との合同イベントとして開催されるなど、本園が有する優れた機能が地域社会に有効に還元されています。</p>		
27	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「いこいの家さざなみ」での拠点事業のほか、他の社会福祉法人と共同で、低価格での夕食の配食サービス事業にも取組まれています。配食サービス利用規約とともに、配食サービス利用申込書も整備され、一人暮らしの高齢者 9 名を対象とした活動実績があります。配食サービス提供のみならず、当該事業を通じての人吉市社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員等との連携を深めることが意図されており、地域福祉の一翼を担う体制整備が進められています。今後は、ひとり親家庭などの子どもも対象とした事業展開が視野に入れています。</p>		

適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	- 1 - (1) - 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者からの聞き取り調査を実施し、これに基づいた園児の個別記録が作成されています。アセスメント表には家族構成や留意点などについて詳細に記録されるとともに、必要に応じて更新記録が記入されています。これらの内容が個別経過表や家族支援に有機的に繋がられています。</p>		
29	- 1 - (1) - 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「さざなみ保育園機密保持規程」が整備され、職員にも周知が図られています。とりわけ、職務上知り得た利用者の情報についての機密保持は徹底されており、これに違反した場合の罰則規定が就業規則第 7 章「懲戒」に明記されています。また、本園の園則第 36 条には、教育・保育計画、保育記録、支給認定保護者に関する市町村への通知記録などの帳簿の保存年限が規定され、利用者のプライバシー保護に十分な配慮がなされています。</p>		
- 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	- 1 - (2) - 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>本園のホームページは園の特徴が網羅され、必要な情報が得られる工夫がなされています。また、入園時並びに進級時に保護者に配布される「にゅうえんのしおり」は重要事項説明書を兼ねており、法人の理念や基本方針、運営方針をはじめとして、記載すべき事項がもれなく記載されています。「さざなみたより」や「給食だより」には園内の画像を掲載した</p>		

<p>り、園内の園生活の雰囲気を利用者に伝えるためにホームページやブログを活用し、保育園選択に必要な情報を提供されています。</p> <p>その際に使用する個人情報については「個人情報取扱規程」(平成22年に策定、26年に現状に合わせて改訂)に基づいた運用がなされています。</p>		
31	- 1 - (2) - 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育サービスの開始や変更にあたっては、重要事項説明書に基づく説明がなされてから、保護者から入園同意書を徴しています。また、「認定こども園さざなみ保育園運営管理規程」についての同意を取り付けてから、「認定こども園さざなみ保育園利用契約書」に基づいて利用契約が締結されています。しかし、特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化がなされておらず、その対応が望まれます。</p>		
32	- 1 - (2) - 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園児の転園などの際には、福祉サービスの継続性に配慮するとともに、転園先での生活にスムーズに移行できるように、当該児童の個別記録の「配慮の実際」についての記録が送付されています。しかし、保護者への説明・承諾の書類について判り易く作成するなどの対応が必要であると考えられます。</p>		
- 1 - (3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	- 1 - (3) - 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>お見知り遠足や夏まつり、夕涼み会、運動会、音楽発表会、育児講座などの行事終了後に、保護者を対象としたアンケートを実施し、集計後に全世帯に当該結果が配布されています。この取組によって利用者満足の向上が図られているものの、仕組みの整備までには至っていませんので、保護者の要望や意見が反映されるように、主要な行事のみならず、本園の運営全般についてのアンケートの実施などについて検討されることが望まれます。</p>		
- 1 - (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	- 1 - (4) - 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者向けの「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」が作成された上で、解決責任者並びに受付担当者、さらには町内会長や法人の監事が務める第三者委員も選定されています。また、ホームページ上には「苦情解決公表」のページがあり、月毎の苦情・要望等の結果が広く公表されています。保護者がノートに記した苦情についてのお詫びと改善策が当該ページに掲載されていました。利用者調査結果において、「本園から苦情処理制度の周知があったかわからない」、「苦情処理制度の説明はわかりにくかった」といった回答が少数見られましたので、保護者に対する説明を丁寧に行い、この仕組みが利用しやすくなるような工夫が望まれます。</p>		
35	- 1 - (4) - 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>上述の「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」には、申出書、改善通知書、意見・要望・苦情・不満について調査しない旨の通知書といった添付書類があり、保護者が希望すれば苦情等を申し立てることができるように配慮されています。しかしながら、園舎内に意見箱等の設置されておらず、保護者にとって相談したり、意見を述べたりしやすい環境が整えられているとは言えない状態ですので、保護者が利用しやすい環境整備が望まれます。</p>		
36	- 1 - (4) - 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>主幹保育教諭が受付担当を務めているため、教育・保育現場で見聞きした保護者の要望や苦情などが速やかに伝達される組織作りとなっています。各クラス担当保育者も、そのような伝達方法を常に意識しています。また、保護者から伝えられた要望などについては、朝礼や職員会議などにおいて全職員で共有することが心掛けられています。</p>		
<p>- 1 - (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	- 1 - (5) - 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント> 「認定こども園さざなみ保育園安全管理マニュアル」が整備され、事故防止、事故発生時の対応、再発防止について具体的に記述されています。また、「令和3年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」の中にも、消防署の査察、消火訓練の実施、安全教育年間計画、警察署の指導による安全教室の実施が記載されており、安心・安全な教育・保育を担保するための取組が認められます。今後、既存のシステムに事故防止委員会が関与するような体制が構築されることが期待されます。</p>		
38	- 1 - (5) - 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 「さざなみ保育園保健衛生管理マニュアル」並びに「さざなみ保育園健康管理マニュアル」が整備されており、感染症が流行する度に会議が行われて対応策が検討されています。また、ノロウイルス対策やコロナ対策の職員勉強会も実施されるなど、以前よりも衛生管理対策が改善されていることや職員の危機対応意識が高まっていることが職員によって実感されています。</p>		
39	- 1 - (5) - 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 熊本地震と熊本豪雨を経験したこともあり、「被災時における対応と備蓄」が計画されています。大規模災害が突然に発生した場合、周辺道路が分断されることなどによって施設が孤立してしまう緊急事態を想定して、災害用リュックが各クラスに用意されるとともに、おおよそ3日分の飲料水と食料が園内倉庫に備蓄されており、本園を緊急避難所として機能させることも可能となっています。また、火災や地震、不審者対応を想定した避難訓練が毎月実施されるとともに、災害発生時の連絡体制の構築にも力が入れています。</p>		

- 2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>- 2 - (1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	- 2 - (1) - 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p>年度毎の「教育および保育の内容に関する全体的な計画」が園長によって編集・作成され、明文化されています。保育理念並びに教育・保育方針、教育・保育目標に基づいた実践内容が明記され、近年重要視されている小学校以上との接続を視野に入れて「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」も当該計画に反映されています。また、SDGs 実現の観点から「持続可能な開発のための教育（ESD）」の導入やこれに関する研修などが取り入れられていることが大きな特徴となっており、先進的な取組として評価されます。</p>		
41	- 2 - (1) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント> 日々の教育・保育の中でPDCAサイクルが機能しています。計画（P） 実行（D）の次の段階として、月間見直しの全体記録が作成されています。教育・保育の5領域それぞれについて各クラスでの振り返りがなされ、当該評価（C）の後に今後の取組（A）についてのコメントが記録として残されています。その後の職員間での情報共有や再検討などが可能となっており、より良い教育・保育に繋がられています。</p>		
<p>- 2 - (2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		

42	- 2 - (2) - アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>月間計画に基づき、各クラスの保育者が話し合って「月のねらい」を策定後、当該ねらいが反映された具体的な指導計画が練られています。また、全園児についての「気づきシート」が各クラスの保育者によってまとめられ、健康・人間関係・環境・言葉・表現といった5領域に落とし込まれています。一方で、療育を必要とする子どもについては、園長、利用者、保健師などが参加して、事前のケアプランが作成され、事故のない、きめの細かいサービスの提供が図られています。</p>		
43	- 2 - (2) - 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>前述の通り、PDCA サイクルが有機的に機能するように努められています。「月のねらい」のもとで子どもへの援助と配慮、保護者支援などが実践され、その後に配慮の実際や支援の実際についての振り返りが設けられ、最終的には「翌月のねらい」に結びつけられています。当該サイクルの導入によって、指導計画の評価とこれに基づく見直しが園独自の手法として定着していることが評価されます。</p>		
- 2 - (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	- 2 - (3) - 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況に関して、全園児についての個人記録が作成され、整備に努められています。当該記録は第1期から第3期に分けて記述され、最終的に主幹保育教諭とクラス担当の協働によって総合所見がまとめられています。当該所見は次年度のクラスに引き継がれ、切れ目のない、横断的かつ連続的な教育・保育の実践が可能となっています。</p>		
45	- 2 - (3) - 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理者・保管や廃棄に関する規程が整備されるとともに、紙媒体の記録から電子データへの移行が進められています。職員の負担軽減や業務省力化の観点から ICT 化がクローズアップされていますが、入力作業と手書きの選択に関しては臨機応変な選択が可能となっています。保育室の2階に書庫スペースが設けられ、職員は必要に応じて自由に関係書類を閲覧できるようになっていますが、施錠がなされていませんでした。万が一の事態を想定したリスク管理が望まれます。</p>		

<内容評価基準>

A - 1 保育内容

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 全体的な計画の作成		
A	A - 1 - (1) - 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>まず、「子どもの健やかな育ちの保障」と「子どもの生きる力を育てる」という明確な保育理念が掲げられ、その下でより具体的な教育・保育方針と教育・保育目標が策定されています。全体的な計画の中には、食育推進の一環で「ランチルームを利用した食空間の創出」や「絵本と連動したメニューづくり」といった特色のある内容も見受けられます。また、主幹保育教諭が年度ごとに教育課程を編集作成して、年齢別に5領域についての過程が明らかにされています。一方、ESD 推進の観点からホールスクールアプローチにも言及されていますので、今後、これらに関連づけて「持続可能な社会の構築」の視点を教育・保育方針の内容に反映させ、明文化することも有効であると考えられます。</p>		
A - 1 - (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉑・b・c

<コメント>		
<p>教育・保育が行われる居室はバリアフリーを前提として、すべて園舎の1階に配置され、非常時には園児の速やかな避難が可能となっています。保育室の内側にはゆったりとしたホールが構えているために園児並びに職員の動線に問題は見当たらず、行事等の際に有効活用されています。また、保育室を区切っている壁が可動式のため、クラスの園児数に応じた保育室面積を確保することができる工夫がなされています。特筆すべきは調理室に隣接させてランチルームが設置されている点であり、子どもたちが園生活を送る場所と食事をする場所が異なるため、基本的な生活習慣の確立の観点からも、衛生面の観点からも、とても望ましい環境整備となっています。コロナ禍のもと様々な制約を伴う園生活においても、子どもたちが笑顔で穏やかに過ごしている姿がとても印象的でした。</p>		
A	A - 1 - (2) - 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p>事業計画の中には「一人一人の子どもの育成を丁寧に行い、家庭や子どもを取り巻く環境に関わることで、子どもの育ちを促進する」ことが明記されており、子どものありのままの姿を受容し、無理強いをしない保育が実践されています。保護者を対象とした利用者調査結果においては、「個々の子どもにあった対応をしてくれる」、「子ども一人一人をとても気に掛けてくれる」、「子どもにも親にも、寄り添ってくれる」、「子どもの個性やペースを可能な限り尊重してくれる」といった好意的意見が多数を占めており、他方、職員自己評価結果においても、肯定的な意見が多数を占めていました。</p>		
A	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<コメント>		
<p>日常生活の基本となる「食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱」といった5つの生活習慣については、各クラスの年齢に応じたデイリープログラムの中の様々な場面に組み込まれ、保育者の援助及び配慮の内容が明記され、日々の実践に繋がられています。各場面においては、保育者によるポジティブな言葉掛けが強く意識されるとともに、子ども一人ひとりの自主性を尊重しながら、個々のやる気を引き出すことができるような援助が重視されています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p>園舎前には、水はけに優れた土が敷き詰められた園庭が広がり、鉄棒やジャングルジムなどの屋外遊具や夏季の水遊び用のプールなどが設置されています。子どもたちは様々な遊びに主体的に、集中して取り組むことができ、それを見守る保育者にとっての死角がないために安全性も担保されています。このような戸外遊びだけでなく、室内でのコーナー遊びや制作活動、音楽遊びなどの多様な遊びの機会が保障され、子どもが思い思いの遊びに興じることが可能となっています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>乳児保育については、「健やかに伸び伸びと育つ・身近な人と気持ちが通じ合う・身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点が大切にされ、保育の実践に繋がられています。また、教育及び保育目標は「生理的欲求を満ちし生活リズムをつかむ」となっているため、園児に対する優しい言葉掛けや保育室のアットホームな雰囲気大切にしながら、安心して園生活を送ることができるように配慮しつつ、園児一人ひとりの食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣の確立が促されています。子どもの発達や環境面における配慮から、今日においても原則として布オムツが使用されていることは高く評価されます。また、看護師が乳児保育に携わっていることは保護者の大きな安心感に繋がっており、そのことが利用者調査結果に如実に反映されています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<コメント>		

<p>教育及び保育目標については、1歳児が「行動範囲を広げ探索活動を盛んにする」、2歳児が「象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する」となっています。「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に明記されている通り、園児が明るく伸び伸びと生活することや周囲の園児や保育者に対する興味や関心が高まり、自ら関わりをもととする姿勢などが尊重されつつ、5領域のそれぞれにおけるバランスの取れた成長が促される一方で、コーナー遊びや制作活動、音楽遊び、食育活動などが、園児にとって無理のないように取り入れられています。0歳児クラスに引き続き、園生活においては朝、昼、夕方の検温が実施され、きめの細かい園児の健康管理が心掛けられています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 教育及び保育目標については、3歳児が「身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する」、4歳児が「信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする」、5歳児が「集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる」となっています。2歳児クラスまでよりも長い時間が割かれて、発達段階に応じた様々な体験をすることができるようにデイリープログラムが作成されており、リトミックや習字教室、音楽体育研修（年4回実施）などの機会も設けられています。毎週木曜日には、3歳以上児クラスが参加する異年齢児交流「ちびっこひろば」が行われています。さらに第3木曜日には、自宅にて親子でおにぎりを作って園に持参する「おにぎり作りチャレンジデー」が設けられています。利用者調査結果の中に、このような異年齢児交流の機会を評価する複数の声が確認されました。教育と保育のバランスの良さが窺われます。さらに、市の移動図書館については年長児の利用が可能となっています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 個別的配慮の必要な発達障害を有する園児に関しては、療育施設や保健師といった社会資源を最大限に活用しつつ、密な連携のもと、可能な限り手厚い支援が心掛けられています。受け入れの際は、園長と利用者も同席の上でケアプラン作成に取り組まれ、きめ細やかなサービス提供が意図されています。これに関連して、「けいれん発生時の119通報マニュアル」などのマニュアルも整備されています</p>		
A	A - 1 - (2) - それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 7時から18時までの11時間が通常保育時間として設定されています。地域性も影響して、いわゆる長時間保育を必要とする子どもは多くありませんが、通常保育終了後、延長保育の部屋で19時までの延長保育が行われています。このほか、やむを得ない理由によって家庭保育が難しい保護者を対象とした一時保育も実施されています。毎週木曜日に「ちびっこひろば」という異年齢児活動の場が設けられ、保育の実践における変化がもたらされています。利用者のニーズ把握が常に園長によってなされ、それらに応えることができるような体制づくりやサービス提供に努められています。</p>		
A	A - 1 - (2) - 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 園の近隣に市立小学校が位置しており、強固で密接な関係構築に注力されています。コロナ禍の影響を受け、種々の交流活動を積極的に行うことが困難な状況にありますが、「小学生とのふれあい会」など、できる限りの交流に取り組まれています。また、当法人の学童クラブの運営を通じて、卒園児や小学校との密な関係が維持され続けていることも高く評価されます。</p>		
A - 1 - (3) 健康管理		
A	A - 1 - (3) - 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊐・b・c

<コメント>		
<p>「子どもたちには健康に、かつ安全に園生活を送ってほしい」という願いのもと、看護師が中心となって園児の健康管理に取組まれ、園生活での急な発熱時などのお迎えについてのルールは重要事項説明書に明記され、保護者に対する事前説明がなされています。出席簿の参照や各クラス担任から聞き取った情報をもとに「保健の見直し」が看護師によって毎月作成され、気になることなども併記された上で各クラスに配布されて、個々の園児の健やかな成長に積極的に貢献されています。同様に「感染症関係調査票」も毎月作成され、園内での感染症拡大を未然に防止する努力が払われています。さらに、全園児の成長記録簿や身体測定記録も作成され、適正に保管されています。なお、利用者調査結果の中に、コロナ禍のもとでマスク未着用の職員が保護者対応にあっていたことを指摘する保護者の声が聞かれましたので、園としての統一した対応が望まれます。</p>		
A	A - 1 - (3) - 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
<コメント>		
<p>健康診断は年2回、歯科検診は1回実施された上で、それらの結果はクラス担任から各保護者にもれなく伝えられるとともに、健康診断記録も整備の上、保管されています。同時に、当該結果は毎年度策定される学校年間保健計画にも反映され、園児の保健管理に大いに役立てられています。さらに、認定こども園として必置義務のある学校薬剤師が委嘱され、園舎内の採光や騒音などについての調査を通じて、園児の生活環境整備に努められています。</p>		
A	A - 1 - (3) - アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
<コメント>		
<p>アレルギーや虚弱体質、ひきつけ、けいれんといった気になる園児の症状が認められる場合には、担当保育者に必要な情報を伝えてもらえるように重要事項説明書や口頭で保護者に依頼されています。とりわけアレルギー疾患を有する園児については、重大事故を招かないように十分な注意が払われています。除去食が必要な場合には除去食依頼書の提出が保護者に求められ、解除の際も申請書提出が必要とされています。また、万が一のケースを想定して、園児のアナフィラキシーショックへの対応の観点から、エピペンの使用方法を学ぶ園内研修も実施されています。</p>		
A - 1 - (4) 食事		
A	A - 1 - (4) - 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
<コメント>		
<p>「食べるのが楽しい」という思いを園児に抱いて欲しいという給食担当職員の願いが様々な取組に反映されています。毎月発行される「給食だより」には年度の誕生会テーマが明記された上で、誕生会のランチメニューがカラー画像つきで紹介され、食に対する子どもたちの関心が高められるよう工夫されています。「お店やさんごっこ」の行事の際にはセレクトメニューが用意され、当日の朝、2つのメニューから園児が食べたいメニューを選ぶことができる機会が設けられています。食育担当職員による食育会議が定期的実施され、毎月の「食育の日」における取組内容が決定されるほか、「日本全国郷土料理の旅」を通じて紹介された各都道府県の郷土料理（伝統食）が園の給食メニューとして取り入れられています。ユニークな取組として、担当職員手作りの絵本（紙芝居）と連動したメニュー作りも導入されており、園全体で食育活動に注力されていることが高く評価されます。</p>		
A	A - 1 - (4) - 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉠・b・c
<コメント>		
<p>コロナ禍のもと、食べる前の手洗い消毒を通じて清潔さを保つことがより一層徹底されています。小学校入学を見据えて食事時間を定め、一定時間内で食べ終わってしまうような指導や食事の前後の挨拶の徹底なども心掛けられています。食育の観点から、園内の菜園で収穫されたピーマンやトマトなどは給食材料として使用されています。原則として毎日行われる残食調査を通じて残菜調査がグラム単位で記録され、当該量が多い時には給食担当職員とクラス担任保育者が相談して原因究明などに当たっています。嗜好調査も毎月実施され、園児の人気メニューや人気おやつを給食担当者が記録した上で、日々の給食において有効に活</p>		

用されています。なお、除去食を提供する際は当該児の食器を別にするほか、「今日の除去食」をホワイトボードに明記することによって全職員に周知され、偶発的な事故防止にも努められています。

A - 2 子育て支援

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 家庭との緊密な連携		
<input type="checkbox"/> A	A - 2 - (1) - 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎2階の部屋を活用しての地域子育て支援事業「さざなみ うお～むはーと」が定着しています。広報誌である「さざなみ うお～むはーと」が隔月に200部ずつ発行されて小児科や市役所、保育所などに備え置かれ、参加希望者を募るだけでなく、種々のサークル活動の紹介や子どもの年齢に応じた設定活動、ふれあいサロン、子育て講座などの活動報告が積極的に公表されています。このほか、「さざなみ えんとえん」を通じた地域の縁側としての園開放事業や地域住民を対象とした「いこいの家さざなみ」の開放事業などを通じて、地域福祉の充実並びに地域交流の活性化が図られています。</p>		
A - 2 - (2) 保護者等の支援		
<input type="checkbox"/> A	A - 2 - (2) - 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との密なコミュニケーションが日々心掛けられています。利用者調査結果においては、「各種お便りや連絡帳を通じて園での子どもの様子がよくわかる」、「園職員がみな親切である」、「保育者が多く配置されているので安心して子どもを預けることができる」といったポジティブな意見が数多く確認されました。保護者との信頼関係の構築は、園職員の弛まない努力の賜物といえるでしょう。「涼風さざなみを生じ、慈愛を以て心と成す」という法人理念並びに、地域福祉向上・相互扶助・幸福追求といった法人基本方針が職員間に浸透し、教育・保育の実践の中に具現化されていることが評価されます。</p>		
<input type="checkbox"/> A	A - 2 - (2) - 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	①・b・c
<p>我が国における児童虐待数の増加傾向や園におけるひとり親家庭の増加傾向に鑑み、児童虐待を決して他人事とは考えることなく対応に当たっています。とりわけネグレクトが疑われる園児の早期発見に努められ、登園時の園児の様子を注意深く確認することはもちろんのこと、気になることがあれば当該保護者との早期の面談を通じて、思いや悩みを聞き取るような取組が導入されています。現在は該当するケースはないものの、虐待事例発生時には、児童相談所や保健センター、市福祉課などの職員が参加した上でのケース検討会が必要に応じて開催され、特別園児記録が作成される手続きが整えられています。</p>		

A - 3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<input type="checkbox"/> A	A - 3 - (1) - 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	①・b・c
<p>園長主導のもとで「教育・保育要録に基づく自己チェック」が年2回実施され、教育・保育の質の向上や個々の職員の専門性の向上が図られています。当該チェック表は、保育教諭・保育補助・給食関係者に区分された上で、十分理解している・理解している・ふつう・努力が必要の4段階による評価結果がグラフを用いて公表され、当該結果が優れなかった項目については、次回以降で改善されるように取組まれています。</p>		

	第三者評価結果
--	---------

(参考)

	a	b	c	合計
共通評価基準（評価対象 ~ ）	23	22	0	45
内容評価基準（評価対象A）	20	0	0	20
合 計	43	22	0	65